

新潟県県税規則及び新潟県県税規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 21 日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第37号

新潟県県税規則及び新潟県県税規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
(新潟県県税規則の一部改正)

第 1 条 新潟県県税規則 (昭和34年新潟県規則第63号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(局長に委任しない知事の権限) <b>第 5 条</b> 条例第 6 条第 1 項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 自動車取得税の徴収 (条例第56条の 2 に規定する方法による徴収に限る。) (6) 証紙徴収の方法又は条例第63条の 2 に規定する方法により徴収される自動車税の賦課徴収 (7)～(12) (略)	(局長に委任しない知事の権限) <b>第 5 条</b> 条例第 6 条第 1 項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 自動車取得税の徴収 (条例第56条の 2 の規定による証紙徴収の方法による徴収に限る。) (6) 証紙徴収の方法により徴収される自動車税の賦課徴収 (7)～(12) (略)
(犯則取締り) <b>第 6 条</b> 法第22条の 3 から第22条の31までの規定による県税に関する犯則事件についての質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え、告発等の犯則取締りについては、その職務を行う者を知事が指定する。	(犯則取締り) <b>第 6 条</b> 法第71条の 2、第71条の23、第71条の44、第71条の64、第72条の74、第73条の42、第74条の31、第98条、第140条、第144条の55、第175条、第206条及び第746条第 2 項の規定による県税に関する犯則事件についての質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え、告発等の犯則取締りについては、その職務を行う者を知事が指定する。
(還付金等の還付又は充当の通知) <b>第42条</b> 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。 (1) (略) (2) 法第73条の 2 第 8 項、第73条の27第 1 項 (法第73条の27の 2 第 3 項、第73条の27の 3 第 3 項及び第73条の27の 6 第 3 項並びに附則第11条の 4 第 2 項及び第 5 項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の 4 第 4 項 (法第73条の27の 5 第 2 項及び第73条の27の 7 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金 (3)～(6) (略)	(還付金等の還付又は充当の通知) <b>第42条</b> 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。 (1) (略) (2) 法第73条の 2 第 7 項、第73条の27第 1 項 (法第73条の27の 2 第 3 項、第73条の27の 3 第 3 項及び第73条の27の 6 第 3 項並びに附則第11条の 4 第 2 項及び第 5 項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の 4 第 4 項 (法第73条の27の 5 第 2 項及び第73条の27の 7 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による不動産取得税額及びこれに係る徴収金 (3)～(6) (略)
(証紙の消印) <b>第44条の 2</b> 条例第56条の 2 第 1 項前段、第63条第	(証紙の消印) <b>第44条の 2</b> 条例第56条の 2 前段、第63条第 1 項前

1 項前段又は第92条の規定により、証紙を貼付して申告書の提出があつたときは、知事又は局長の指定する職員は、証紙消印（新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号。以下「証紙規則」という。）第11条第2項の規定により定められた消印）を証紙の彩紋と申告書にかけて明瞭に押して消印しなければならない。

（納税義務の完了時期等）

第45条 （略）

2・3 （略）

4 条例第56条の2第1項後段又は第63条第1項後段の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了する。

5 条例第56条の2第2項又は第63条の2の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は自動預払機その他これに準ずる機械により払い込まれたときに完了する。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定申請等）

第48条 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請に係る寄附金が所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号若しくは第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「指定対象寄附金」という。）であることを証する書類

(2)～(4) （略）

3・4 （略）

（専有部分の床面積の割合の補正方法の申出）

第60条 条例第44条の規定による補正の申出は、専有部分の属する家屋（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分とされた附属の建物を含む。）について、区分所有権の目的となる全ての専有部分の取得（法第73条の2第2項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）があつた場合において、当該取得の日から60日以内に行わなければならない。

2 （略）

（不動産取得税の減額等に対する決定の通知）

第62条 局長は、法第73条の2第7項の申出があつ

段又は第92条の規定により、証紙をちよう付して申告書の提出があつたときは、知事又は局長の指定する職員は、証紙消印（新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号。以下「証紙規則」という。）第11条第2項の規定により定められた消印）を証紙の彩紋と申告書にかけて明瞭に押して消印しなければならない。

（納税義務の完了時期等）

第45条 （略）

2・3 （略）

4 条例第56条の2後段又は第63条第1項後段の規定により払い込み又は納付する徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了する。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定申請等）

第48条 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請に係る寄附金が所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号若しくは第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「指定対象寄附金」という。）であることを証する書類

(2)～(4) （略）

3・4 （略）

（専有部分の床面積の割合の補正方法の申出）

第60条 条例第44条の規定による補正の申出は、専有部分の属する一棟の建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）について、区分所有権の目的となるすべての専有部分の取得（法第73条の2第2項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）があつた場合において、当該取得の日から60日以内に行わなければならない。

2 （略）

（不動産取得税の減額等に対する決定の通知）

第62条 局長は、法第73条の2第6項の申出があつ

た場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申出者に通知するものとする。

2 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
家屋の附帯設備に属する部分に係る不動産取得税の減額(還付)申請書	法第73条の2第7項及び第8項	(略)
(略)		
証紙代金収納計器に付する印の印影	条例第56条の2第1項	(略)
(略)		

第50号様式の4 (第117条関係)

自動車税減免申請書  
(商品中古自動車減免用)

(略)	(略)
地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第22条の28第1項(間接地方税に関する犯則事件についての通告処分等)の規定により通告処分を受けたことの有無	(略)
(略)	

(略)

第76号様式の6 (第117条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	仕上部分の取得価格	取引価格	階数	(略)
(略)	円	円	階	(略)
(略)				(略)

第101号様式 (第117条関係)

た場合において、これに対し減額の決定をしたときは、その旨を申出者に通知するものとする。

2 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
家屋の附帯設備に属する部分に係る不動産取得税の減額及び還付申請書	法第73条の2第6項及び第7項	(略)
(略)		
証紙代金収納計器に付する印の印影	条例第56条の2	(略)
(略)		

第50号様式の4 (第117条関係)

自動車税減免申請書  
(商品中古自動車減免用)

(略)	(略)
地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分(料料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けたことの有無	(略)
(略)	

(略)

第76号様式の6 (第117条関係)

(略)	(略)	(略)
(略)	仕上部分の取得価格	(略)
(略)	円	(略)
(略)		(略)

第101号様式 (第117条関係)

<p>(略)</p> <p>法第23条第1項第7号に定める<u>同一生計配偶者</u>又は<u>同項第9号</u>に定める扶養親族に該当する場合</p> <p>4 <u>同一生計配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>に該当しない場合</p>
<p>収入証紙貼付欄</p> <p>◎御注意</p> <p>狩猟税は、新潟県が定めた収入証紙を貼つて納付することになっていますから、税額相当分の収入証紙をこの欄に貼つて<u>提出してください。</u></p>

(略)

**第102号様式（第117条関係）**

都道府県民税の所得割額等の証明書

<p>(略)</p> <p>申請者が<u>同一生計配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>に該当する場合の扶養者等</p>
<p>2 申請者が<u>同一生計配偶者</u>（地方税法第23条第1項第7号）又は<u>扶養親族</u>（地方税法第23条第1項第9号）に該当しないこと。</p>
<p>3 申請者が<u>同一生計配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>に該当し、その配偶者又は扶養者が当該年度の都（特別区）道府県民税所得割額の納付を要しないこと。</p>
<p>(略)</p>

(注) この証明書は、申請者が当該年度において都（特別区）道府県民税の納付を要しない場合に必要ですが、次の点に留意してください。

- 1 (略)
- 2 申請者が農林水産業以外の場合
  - (1) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する場合  
第1欄及び第3欄の証明が必要ですので、第2欄は斜線で抹消すること。
  - (2) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない場合  
第1欄及び第2欄の証明が必要ですので、第3欄は斜線で抹消すること。

(新潟県県税規則等の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 新潟県県税規則等の一部を改正する規則（平成29年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定の表中新潟県県税規則第5条及び第6条の改正に係る部分を次のように改める。

(局長に委任しない知事の権限)

<p><b>第5条</b> 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
---

<p>(略)</p> <p>法第23条第1項第7号に定める<u>控除対象配偶者</u>又は<u>同項第8号</u>に定める扶養親族に該当する場合</p> <p>4 <u>控除対象配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>に該当しない場合</p>
<p>収入証紙貼付欄</p> <p>◎御注意</p> <p>狩猟税は、新潟県が定めた収入証紙を貼つて納付することになっていますから、税額相当分の収入証紙をこの欄に貼つて<u>提出すること。</u></p>

(略)

**第102号様式（第117条関係）**

都道府県民税の所得割額等の証明書

<p>(略)</p> <p>申請者が<u>控除対象配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>に該当する場合の扶養者等</p>
<p>2 申請者が<u>控除対象配偶者</u>（地方税法第23条第1項第7号）又は<u>扶養親族</u>（地方税法第23条第1項第8号）に該当しないこと。</p>
<p>3 申請者が<u>控除対象配偶者</u>又は<u>扶養親族</u>に該当し、その配偶者又は扶養者が当該年度の都（特別区）道府県民税所得割額の納付を要しないこと。</p>
<p>(略)</p>

(注) この証明書は、申請者が当該年度において都（特別区）道府県民税の納付を要しない場合に必要ですが、次の点に留意してください。

- 1 (略)
- 2 申請者が農林水産業以外の場合
  - (1) 控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合  
第1欄及び第3欄の証明が必要ですので、第2欄は斜線で抹消すること。
  - (2) 控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない場合  
第1欄及び第2欄の証明が必要ですので、第3欄は斜線で抹消すること。

(局長に委任しない知事の権限)

<p><b>第5条</b> 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
---

- (4) 自動車税の環境性能割の賦課
- (5) 自動車税の環境性能割の徴収（条例第58条に規定する方法による徴収に限る。）
- (6) 証紙徴収の方法又は条例第69条の2に規定する方法により徴収される自動車税の種別割の賦課徴収
- (7)・(8) (略)
- (9) 条例第66条の規定による自動車税の種別割の税率の特例に係る決定及び告示
- (10)～(12) (略)

- (4) 自動車取得税の賦課
- (5) 自動車取得税の徴収（条例第56条の2に規定する方法による徴収に限る。）
- (6) 証紙徴収の方法又は条例第63条の2に規定する方法により徴収される自動車税の賦課徴収
- (7)・(8) (略)
- (9) 条例第60条の規定による自動車税の税率の特例に係る決定及び告示
- (10)～(12) (略)

第3条の改正規定の表新潟県県税規則第44条の2及び第45条の改正に係る部分を次のように改める。

(証紙の消印)

**第44条の2** 条例第58条第1項前段、第69条第1項前段又は第92条の規定により、証紙を貼付して申告書の提出があつたときは、知事又は局長の指定する職員は、証紙消印（新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号。以下「証紙規則」という。）第11条第2項の規定により定められた消印）を証紙の彩紋と申告書にかけて明瞭に押して消印しなければならない。

(証紙の消印)

**第44条の2** 条例第56条の2第1項前段、第63条第1項前段又は第92条の規定により、証紙を貼付して申告書の提出があつたときは、知事又は局長の指定する職員は、証紙消印（新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号。以下「証紙規則」という。）第11条第2項の規定により定められた消印）を証紙の彩紋と申告書にかけて明瞭に押して消印しなければならない。

(納税義務の完了時期等)

- 第45条** (略)
- 2・3 (略)
- 4 条例第58条第1項後段又は第69条第1項後段の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了する。
- 5 条例第58条第2項又は第69条の2の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は自動預払機その他これに準ずる機械により払い込まれたときに完了する。

(納税義務の完了時期等)

- 第45条** (略)
- 2・3 (略)
- 4 条例第56条の2第1項後段又は第63条第1項後段の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了する。
- 5 条例第56条の2第2項又は第63条の2の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は自動預払機その他これに準ずる機械により払い込まれたときに完了する。

第3条の改正規定の表新潟県県税規則別表証紙代金収納計器に付する印の印影の項の改正に係る部分を次のように改める。

証紙代金収納計器に付する印の印影	<u>条例第58条第1項</u>	(略)
------------------	------------------	-----

証紙代金収納計器に付する印の印影	<u>条例第56条の2第1項</u>	(略)
------------------	--------------------	-----

**附 則**

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中新潟県県税規則第48条の改正及び第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中新潟県県税規則第5条、第44条の2、第45条及び別表証紙代金収納計器に付する印の印影の項の改正 平成30年1月1日
- (3) 第1条中新潟県県税規則第6条、第42条、第60条、第62条、別表家屋の附帯設備に属する部分に係る不動産取得税の減額及び還付申請書の項、別記第50号様式の4及び別記第76号様式の6の改正 平成30年4月1日
- (4) 第1条中新潟県県税規則別記第101号様式及び別記第102号様式の改正 平成31年1月1日